○九州地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市牛根境字城一四九二番三から同市牛根境字川下一三七一番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所
〃	垂水市二川字牟田五六二番六から同市二川字礒口平六七五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	垂水市牛根麓字小中野一六三六番一から同市牛根麓字礒脇二一六六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
〃	垂水市牛根麓字内庄三〇四番一から同市牛根麓字内庄三二〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
二百二十四号	鹿児島市桜島赤水町一三六四番一から同市桜島赤水町一〇八九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○九州地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇佐市大字辛島字馬場二四〇番二から同市大字辛島字馬場二三九番二まで	前	一三・三五～一四・四〇メートル	〇〇・〇一四キロメートル
	後	一三・三五～一四・四〇メートル	〇〇・〇一四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宇佐市大字辛島字馬場二四〇番二から同市大字辛島字馬場二三九番二まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
〃	宇佐市大字辛島字馬場二三六番一から同市大字辛島字宮ノ前三番一まで	〃
二百十号	由布市庄内町大龍字原口二一七九番八地内	〃
〃	由布市庄内町大龍字原口二一五九番一から同市庄内町大龍字横井手下二四〇〇番三まで	〃

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○九州地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
鳥栖市高田町字春田二五二番三から同市高田町字中の坪二一七番一まで	前	三二・〇〇～五〇・〇〇メートル	〇・三三〇キロメートル		
	後	二八・七〇～四二・〇〇メートル	〇・三三〇キロメートル		
鳥栖市高田町字中の坪二一七番一から久留米市東櫛原町字牛居二〇三五番一まで	前	BA	一〇・二〇～五八・〇〇メートル	四・四八〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一〇・二〇～五八・〇〇メートル	四・四八〇キロメートル	〃
	後	BA	二三・〇〇～一三七・〇〇メートル	四・二二三キロメートル	〃

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局、同局福岡国道事務所及び佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
筑後市大字熊野字野中二八一番三から同市大字熊野字野中二七七番一まで	前	九・四〇～一二・〇〇メートル	〇・一三四キロメートル
	後	一一・六〇～一四・〇〇メートル	〇・一三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	臼杵市野津町大字野津市字上木原四三八番一から同市野津町大字野津市字中津留八四七番まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○九州地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号	阿蘇市赤水字無田六五八番一から熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字下野字村下三〇二番二まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日